

令和 5 事業年度に係る業務の実績に関する報告書

令和 6 年 7 月
国立大学法人
広島大学

国立大学法人法の改正により、第4期中期目標期間から年度評価が廃止されたが、本学においては、中期目標・中期計画の達成のため、令和4年度から独自の各事業年度の評価を行い、PDCAサイクルを回し、着実に計画を実行できるように取り組んでいる。

本報告書は、令和5事業年度に係る業務の実績に関して、本学独自の自己点検・評価報告書として取りまとめたものである。

1. 計画ごとの評価結果について

各計画の評価は、評価指標の達成状況を踏まえ、進捗状況を総合的に検証し、I～IVの4段階で評価した。

(各計画の評定)

- ・ IV (年度計画を上回って実施している) : 全ての評価指標が達成水準を満たし、優れた実績・成果が認められる場合
- ・ III (年度計画を十分に実施している) : 全ての評価指標が達成水準を満たし、計画を実施していると判断される場合
- ・ II (年度計画を十分には実施していない) : 1つ以上の評価指標が達成水準を満たしておらず、計画を十分に実施しているとはいえないと判断される場合
- ・ I (年度計画を実施していない) : 1つ以上の評価指標が達成水準を満たしておらず、計画の実施が進んでいないと判断される場合

その結果、別紙の「各評価の評定」のとおり、36の計画のうち、IV(年度計画を上回って実施している)が17の計画、III(年度計画を十分に実施している)が17の計画、II(年度計画を十分には実施していない)が2の計画となった。

(1) 特徴的な取組

- ・ 中核研究分野を重点的に支援すること等により、国際共同研究を推進した。その結果、国際共著論文数は目標を大きく上回る1,186報(令和2年度から26.8%増)となった。また、大学院リサーチフェロースhip制度、創発的次世代研究者育成・支援プログラム、女性科学技術フェロースhip制度、授業料免除、RA・TAの雇用等により、生活費相当の研究専念支援金等を受給する博士課程学生の割合は、令和元年度の15%から30.3%に増加した。(計画【1】-1)
- ・ 日米の他の10大学とともに、多様な半導体人材の養成や半導体に関する研究開発の振興を目指し、日米半導体連携「UPWARDS for the Future」に参画した。(計画【1】-1)
- ・ SDGs達成等世界的課題を解決できる国際人材育成に取り組むため、「大学院スマートソサイエティ実践科学研究所」を設置した。本研究所では、地球全体から地域コミュニティまでの多様な社会的課題に柔軟に対応する技術や制度を開発し実装できる実践科学分野の人材を養成する。(計画【1】-2)
- ・ カーボンニュートラルを推進するため、キャンパス内に太陽光パネルを設置する事業を推進した。また、Town(まち)の持続的発展とGown(大学)の進化をともに目指す「Town & Gown 構想」を呉市に横展開し、広島大学、呉市、海上保安大

学校、公益財団法人笹川平和財団の4者で協定を締結した。さらに、「Town & Gown 構想」を全国に普及させるため、「全国 Town & Gown 構想推進協議会」を設立した。(計画【2】-1)

- ・ 他大学等へのデジタルコンテンツ（「知を鍛える-広大名講義100選-」等）の提供数が、第3期中期目標期間末から51.1%増となった。(計画【3】-1)
- ・ 博士課程前期の修了時アンケートにおいて、「大学院教育について満足した」と回答した学生の割合は、96.6%であった。また、博士課程の修了時アンケートにおいて、「大学院教育について満足した」と回答した学生の割合は、98.9%となるとともに、大学全体の博士号授与率も74.9%となり、目標を達成した。(計画【4】-1、【5】-1)
- ・ 「大学発新産業創出プログラム（START）スタートアップ・エコシステム形成支援」により立ち上げたPeace & Science Innovation Ecosystem（PSI）に新たな9大学が参画し、共同機関の合計は15大学となった。このことにより、中四国地域のスタートアップ・エコシステム形成をさらに進展させることができた。(計画【9】-1)
- ・ 共同研究数は589件（令和2年度から17.6%増）となった。また、新規の特定臨床研究も12件（令和2年度実績の3倍）となった。(計画【9】-1、【9】-2)
- ・ 「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（J-PEAKS）」など、多くの外部資金等を獲得し、自己収入・外部資金収入額は264.6億円（令和2年度から39.2%増）となった。(計画【16】-1)

(2) 課題分析

- ・ 共同利用・共同研究拠点における学外者との共同研究数は目標に達しなかった。これは、機器更新や突発的な不具合により申請課題の受け入れができなかったこと等によるものである。不具合があった機器は7月末に復旧を予定しており、復旧後は計画通りの受け入れが可能である。(計画【11】-1)
- ・ 共用設備の学内外利用件数は目標に達しなかった。これは、機器更新に伴う運用停止等のため件数が減少したためである。令和6年度は更新した機器の利用が通常に戻るとともに、新しく導入した機器の利用件数が上積みされる見込みである。(計画【15】-2)

2. 自己点検・評価結果の概況

各計画の評価を踏まえ、中期目標の8項目について評価を行った。(別紙の「中期目標項目の評定」のとおり)

「教育」、「財務内容の改善」及び「その他業務運営」については、各項目に含まれる計画の半数以上がIV（年度計画を上回って実施している）のため、「計画以上の進捗にある」と評定した。「社会との共創」、「研究」及び「自己点検・評価及び情報提供」については、各項目に含まれる計画が全てIII（年度計画を十分に実施している）以上のため、「順調に進んでいる」と評定した。「その他社会との共創、教育、研究に関する重要

事項」及び「業務運営の改善及び効率化」については、Ⅱ（年度計画を十分には実施していない）の計画が1つ含まれるが、他の計画はⅢ以上であるため、「おおむね順調に進んでいる」と評定した。

		特筆	計画以上の進捗	順調	おおむね順調	遅れ	重大な改善
教育研究の質の向上	社会との共創			○			
	教育		○				
	研究			○			
	その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項				○		
業務運営の改善及び効率化					○		
財務内容の改善			○				
自己点検・評価及び情報提供				○			
その他業務運営			○				

（中期目標項目の評定）

- ・ 特筆すべき進捗状況にある：評価委員会が特に認める場合
- ・ 計画以上の進捗状況にある：すべてⅣ又はⅢかつ計画以上の進捗状況が認められる場合
- ・ 順調に進んでいる：すべてⅣまたはⅢ
- ・ おおむね順調に進んでいる：1つ以上の計画がⅡ以下
- ・ 遅れている：1つ以上の計画がⅡ以下かつ計画通りの成果が認められない場合
- ・ 重大な改善事項がある：評価委員会が特に認める場合

◎年度計画（令和5年度）の達成状況

	中期目標項目	計画番号	各計画の 評定	中期目標項目の 評定
Ⅰ 教育 研究 の 質 の 向 上 に 関 る べ き 措 置 目 標 を 達 成 す る た め に	1 社会との共創に関する目標を達成するための措置	【1】 -1	Ⅳ	順調
		【1】 -2	Ⅲ	
		【1】 -3	Ⅲ	
		【1】 -4	Ⅲ	
		【1】 -5	Ⅲ	
		【2】 -1	Ⅲ	
		【2】 -2	Ⅲ	
		【2】 -3	Ⅳ	
	2 教育に関する目標を達成するための措置	【3】 -1	Ⅳ	計画以上の進捗
		【3】 -2	Ⅲ	
		【4】 -1	Ⅳ	
		【5】 -1	Ⅳ	
		【5】 -2	Ⅳ	
		【6】 -1	Ⅳ	
		【7】 -1	Ⅲ	
		【7】 -2	Ⅲ	
	3 研究に関する目標を達成するための措置	【9】 -1	Ⅲ	順調
		【9】 -2	Ⅳ	
	4 その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項に関する目標を達成するための措置	【10】 -1	Ⅲ	おおむね順調
		【10】 -2	Ⅳ	
【10】 -3		Ⅳ		
【10】 -4		Ⅳ		
【11】 -1		Ⅱ		
【12】 -1		Ⅲ		
【13】 -1		Ⅳ		
Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	【14】 -1	Ⅲ	おおむね順調	
	【15】 -1	Ⅳ		
	【15】 -2	Ⅱ		
Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	【16】 -1	Ⅳ	計画以上の進捗	
	【16】 -2	Ⅲ		
Ⅳ 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	【17】 -1	Ⅲ	順調	
	【17】 -2	Ⅲ		
Ⅴ その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためにとるべき措置	【18】 -1	Ⅳ	計画以上の進捗	

各計画の評定	判断基準の目安
Ⅳ：年度計画を上回って実施している	全ての評価指標が達成水準を満たし、優れた実績・成果が認められる場合
Ⅲ：年度計画を十分に実施している	全ての評価指標が達成水準を満たし、計画を実施していると判断される場合
Ⅱ：年度計画を十分には実施していない	1つ以上の評価指標が達成水準を満たしておらず、計画を十分に実施していないと判断される場合
Ⅰ：年度計画を実施していない	1つ以上の評価指標が達成水準を満たしておらず、計画の実施が進んでないと判断される場合

中期目標項目の評定	判断基準（目安）
特筆すべき進捗状況にある	評価委員会が特に認める場合
計画以上の進捗状況にある	すべてⅣ又はⅢかつ計画以上の進捗状況が認められる場合
順調に進んでいる	すべてⅣまたはⅢ
おおむね順調に進んでいる	1つ以上の計画がⅡ以下
遅れている	1つ以上の計画がⅡ以下かつ計画通りの成果が認められない場合
重大な改善事項がある	評価委員会が特に認める場合